

(別紙様式2)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名 : 徳島県
農業委員会名 : 神山町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農業の概要

	田	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計
耕地面積	150.0	362.0	—	—	—	565.0
経営耕地面積	51.2	203.6	41.4	162.2	0.0	254.8
遊休農地面積	21.1	85.0	67.9	17.1	0.0	106.1
農地台帳面積	124.6	729.1	399.4	329.7	0.0	853.9

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	936
自給的農家数	487
販売農家数	449
主業農家数	76
準主業農家数	80
副業的農家数	293

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	714
女性	369
40代以下	33

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	26
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	4
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	13	13
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	5

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,146 ha	33.16 ha	2.9%
課 題	意欲を持って農業を自らの職業として選択する意思を持ち、経営者として知識及び技能を備えている地域農業の担い手の確保が必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
34.00 ha	33.16 ha	2.0 ha	97.5%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	現状維持を前提に集積を促進する。
活動実績	窓口にて、貸し借りの希望者に対しては、農地法や利用権、中間管理機構の制度を説明。特に、将来の担い手になり得る新規就農希望者から相談があつた場合、産業観光課と連携し、農業次世代人材投資資金等の制度を説明した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	担い手の高齢化による減少等を勘案すると妥当である。
活動に対する評価	活動は窓口にとどまり、受け身となつたため、新規就農希望者や貸し借りの希望者に対する説明等ができた件数は少ない。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	1 経営体	1 経営体	3 経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.2 ha	0.7 ha	0.4 ha
課題	中山間地域のため集団的な大規模農地がなく集積が困難。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
1 経営体	3 経営体	300%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
0.7 ha	0.4 ha	57.10%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	中山間地域のため集団的な大規模農地がなく集積が困難。
活動実績	窓口にて、貸し借りの希望者に対しては、農地法や利用権、中間管理機構の制度を説明。特に、将来の担い手になり得る新規就農希望者から相談があった場合、産業観光課と連携し、農業次世代人材投資資金等の制度を説明した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	担い手の高齢化による減少等を勘案すると妥当である。
活動に対する評価	活動は窓口にとどまり、受け身となったため、新規就農希望者や貸し借りの希望者に対する説明等ができた件数は少ない。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,146 ha	遊休農地面積(B) 106 ha	割合(B/A×100) 9.2%
課 題	中山間地域では、農業従事者の高齢化及び担い手不足により、遊休農地が増加している。 また、農業の収益の低さから新規就農者がいない事が課題。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

解消目標① 1 ha	解消実績② 0.33 ha	達成状況(②/①×100) 33.0%
---------------	------------------	------------------------

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	19人	10月～12月	1月～2月	
	農地の利用意向調査	調査方法 重点地域を中心に調査する。遊休農地が見つかった場合、写真を撮影し調査票に添付して指導を行う。			
	その他の活動				
活 動 実 績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 19人	調査実施時期 8月～9月	調査結果取りまとめ時期 11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期 11月	調査結果取りまとめ時期 1月～3月		
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 7筆	調査数: 筆	調査数: 筆	
		調査面積: 0.4 ha	調査面積: ha	調査面積: ha	
その他の活動					

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標達成はできなかつたが、把握した遊休地の所有者への指導は行えており、目標としては妥当。
活動に対する評価	中山間地域で耕作の条件付利地も多く、また、高齢化に伴い遊休地の大幅な改善は困難であるが、再生可能な農地の所有者には継続的に指導を行い、目的達成に努

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,146 ha	0.0 ha
課 題	農地法の認知度が低く転用に許可が必要であると認識している人が少ない。また、山間部においては、違反転用の確認が遅れる場合があり、農業委員・推進委員が協力して確認していく必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.0 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員による地域巡回指導を実施し、違反転用者に対して戸別訪問を実施する。
活動実績	利用状況調査時に把握した違反転用者に対して戸別に指導を実施。別件での相談時にも農家台帳にて違反転用の可能性があれば、実態を聞き取り、指導を実施。
活動に対する評価	大幅な改善は困難であるが、継続して指導を実施する。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等

詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 7 件、うち許可 7 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、地域担当の農業委員と申請者と事務局職員により現地確認を実施。必要に応じて、申請者に対する聞き取り調査を実施している。					
	是正措置	—					
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。					
	是正措置	—					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		7 件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0 件			
	是正措置	—					
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載し、事務局に備え付け及び町ホームページに掲載している。					
	是正措置	—					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30 日		
	是正措置	—					

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 3 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、地域担当の農業委員と申請者と事務局職員により現地確認を実施。必要に応じて、申請者に対する聞き取り調査を実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載し、事務局に備え付け及び町ホームページに掲載している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30 日
	是正措置	申請書の記入例等を活用し、事前に書類作成方法等について周知し、事務処理時間の短縮を図る。			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	2 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	2 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	1 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	1 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	33 件 公表時期 令和 2年 3月
		情報の提供方法 : 町の広報誌に掲載。	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	8 件 取りまとめ時期 令和 2年 3月
		情報の提供方法 : なし	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 a	1,146 h
		データ更新: 新たな情報が入り次第更新。町の固定資産台帳との照合を年に複数回実施している。	
		公表:なし	
	是正措置	—	

※その他の事務

上記 IIからVIに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主要な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 意見なし
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 意見なし
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	意見なし
----------------	------

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

他の方法で公表している